

「JNTO 認定外国人観光案内所の機能強化方策検討会」の設置について

1. 趣旨

観光庁の「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」に基づき JNTO が認定する外国人観光案内所については、訪日外国人旅行者に対する多言語での情報提供拠点として重要な役割を担っています。ウェブやスマートフォン等の普及や旅行動態の変化等、外国人観光案内所を取り巻く環境が近年大きく変化していることへの対応が急務となっていたことから、平成 30 年度に「JNTO 認定外国人観光案内所のブランド力向上に向けた検討会」を設置し、ブランド力強化、拠点数の増加、サービスの質の向上に向けた必要な施策をとりまとめ、これに基づき取組を進めてきました。

この検討会以降、外国人観光案内所の認定目標（1,500 箇所）が達成（令和 4 年 7 月時点で 1,565 箇所）された一方で、ブランド力強化、サービスの質の向上は引き続きの課題であることに加え、特に持続可能な観光、近年激甚化・頻発化する自然災害や新型コロナウイルス感染症等への対応も重大な課題となっております。

こうした課題の解決に必要な施策について、外国人観光案内所の実態調査や先進事例、DX の技術を活用した実証実験等も踏まえて総合的に検討するため、「JNTO 認定外国人観光案内所の機能強化方策検討会」を設置します。

2. 構成

検討会は、別紙に掲げる委員によって構成する。

3. 検討事項

外国人観光案内所の課題を踏まえて、外国人観光案内所の機能強化に必要な施策について、実証実験も実施しつつ検討を行う。

4. 運営

- (1) 検討会には、座長を 1 名置く。
- (2) 座長は、検討会の議長として、議事の進行に当たる。
- (3) 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

5. 庶務

本検討会の庶務は、観光庁外客受入担当参事官室において処理する。

6. その他

1. ～ 4. に定める事項のほか、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

JNTO 認定外国人観光案内所の機能強化方策検討会
委員名簿

(五十音順・敬称略)

池尾 恭一	慶應義塾大学 名誉教授
紀陸 武史	株式会社 Huber. 代表取締役 CEO
佐々木 隆博	独立行政法人国際観光振興機構 地域連携部長
高松 正人	観光レジリエンス研究所代表
橋口 洋尚	株式会社 JTB コミュニケーションデザイン 奈良県外国人観光客交流館 「奈良県猿沢イン」 統括管理者
林口 砂里	一般社団法人富山県西部観光社 水と匠 プロデューサー
平林 知高	EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 パートナー
マージョリー・L・デューイ	株式会社コネクトワールドワイド・ジャパン 代表取締役